

洪水時の避難確保計画

【施設名： 観音寺市立観音寺中学校 】

令和 6 年 4 月 1 日 作成

様式編 目 次

市町村に提出（様式 6 は自衛水防組織を設置した場合に提出）

1	計画の目的	1	} 様式 1
2	計画の報告	1	
3	計画の適用範囲	1	
	施設周辺の避難地図	2	別紙 1
4	防災体制	3	様式 2
5	情報収集・伝達	4	様式 3
6	避難誘導	5	様式 4
7	避難の確保を図るための施設の整備	6	} 様式 5
8	防災教育及び訓練の実施	6	
9	自衛水防組織の業務に関する事項	7	様式 6

個人情報等を含むため適切に管理 ※市町村への提出は不要

10	防災教育及び訓練の年間計画作成例	8	様式 7
11	施設利用者緊急連絡先一覧表	9	様式 8
12	緊急連絡網	10	様式 9
13	外部機関等への緊急連絡先一覧表	10	様式 10
14	対応別避難誘導方法一覧表	11	様式 11
15	防災体制一覧表	12	様式 12

別添	「自衛水防組織活動要領（案）」	13	} 自衛水防組織 を設置する 場合のみ作成
別表 1	「自衛水防組織の編成と任務」	14	
別表 2	「自衛水防組織装備品リスト」	14	

1 計画の目的

この計画は、水防法第15条の3第1項に基づくものであり、本施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図ることを目的とする。

2 計画の報告

計画を作成及び必要に応じて見直し・修正をしたときは、水防法第15条の3第2項に基づき、遅滞なく、当該計画を市長へ報告する。

3 計画の適用範囲

この計画は、本校に通学又は勤務する全ての者に適用するものとする。

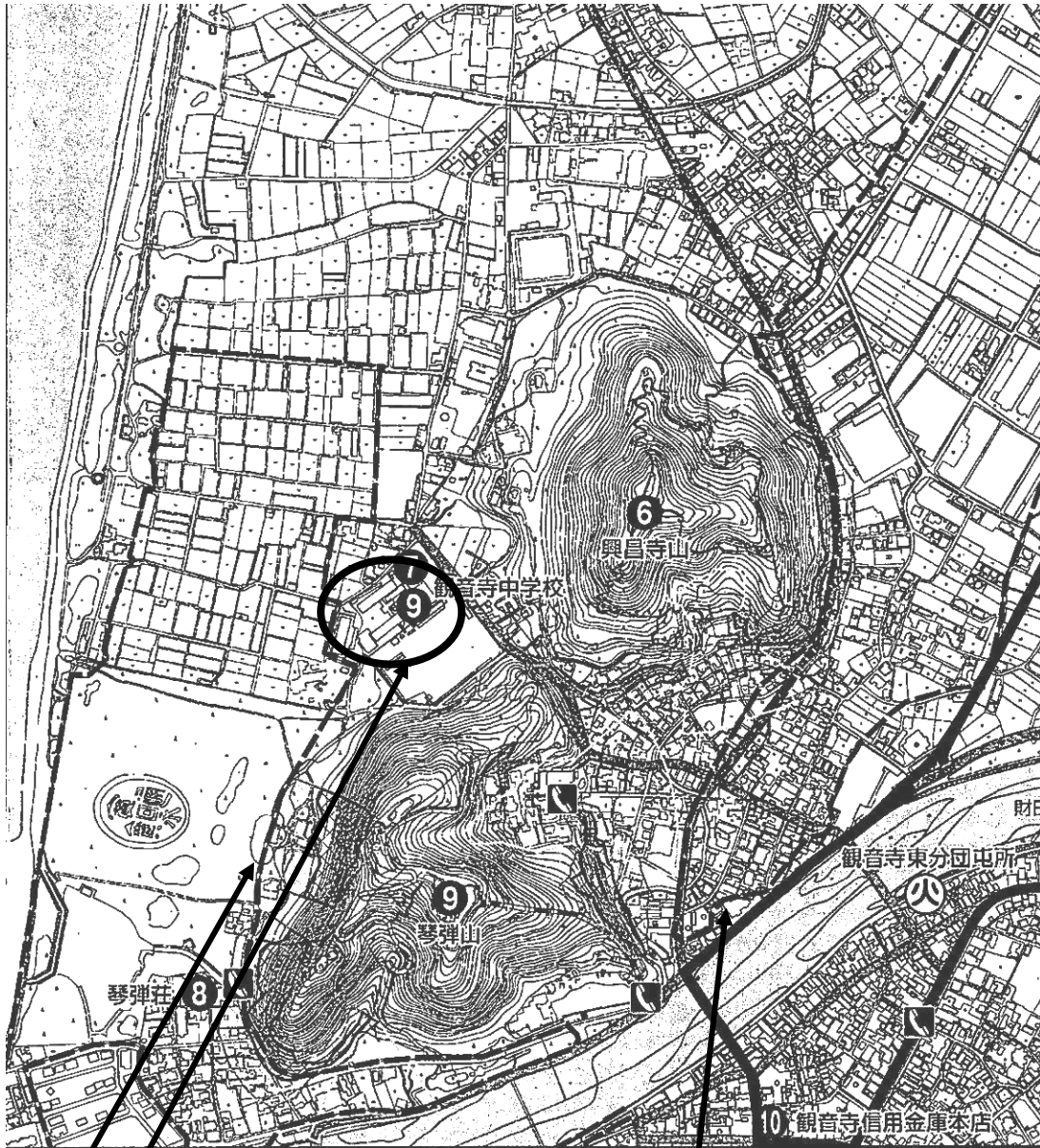
【学校の状況】

人 数			
生徒数		教職員数	
1年	121名	男	17
2年	96名	女	16
3年	85名		
合計	302名	合計	33

【施設周辺の避難経路図】

洪水時の避難場所は、洪水ハザードマップの想定浸水域および浸水深から、以下の場所とする。

避難経路図



この線の枠内（過去の高潮の浸水地域）

この線の枠内（過去の大雨による浸水地域）

※ 観音寺中学校の生徒、職員は、観音寺中学校校舎の2階以上の場所に避難する。

4 防災体制

連絡体制及び対策本部は、以下のとおり設置する。

【防災体制確立の判断時期及び役割分担】

体制確立の判断時期	体制	活動内容	対応要員
以下のいずれかに該当する場合 ○ 洪水注意報発表 ○ 財田川（稻積橋地点）の氾濫注意情報発表	注意体制確立	洪水情報等の情報収集	情報収集伝達要員 ◎ 高橋 利彰 大西 茂 小山 会理 小山 厚子 磯野 鈴子 中野真由美
以下のいずれかに該当する場合 ○ 高齢者等避難の発令 ○ 洪水警報発令 ○ 財田川（稻積橋地点）の氾濫警戒情報発表	警戒体制確立	・ 洪水予報等の情報収集 ・ 保護者への連絡 ・ 使用する資機材の準備 ・ 要配慮者への避難誘導 ・	情報収集伝達要員 同上 避難誘導要員 ◎ 田片 裕之 小片 一也 大木裕美子 高田 英治 真鍋 光健 大平 晃生
以下のいずれかに該当する場合 ○ 避難指示の発令 ○ 財田川（稻積橋地点）の氾濫危険情報発表	非常体制確立	施設内全体の避難誘導	避難誘導要員 ・ 各学級担任 ・ 各授業者

5 情報収集・伝達

(1) 情報収集

収集する主な情報及び収集方法は、以下のとおりとする。

収集する情報	収集方法
気象情報	テレビ、ラジオ、インターネット
洪水予報・河川水位	テレビ、ラジオ、インターネット、観音寺市からの情報（FAX、緊急速報メール等）
高齢者等避難、避難指示	テレビ、ラジオ、インターネット、観音寺市からの情報（FAX、緊急速報メール、防災行政無線等）

(2) 情報伝達

- ① 避難等の必要な場合には、校内放送により生徒、職員に周知し、情報の共有を図る。
- ② 生徒を避難させた場合には「ミッターメール」を用いて、保護者にその旨を連絡する。また、引き渡しが必要な場合には再度「ミッターメール」と「保護者緊急連絡網」に基づき保護者への周知を徹底させる。
- ③ 避難の完了、その後の対応については、その都度観音寺市教育委員会学校教育課と連絡を取り合う。

6 避難誘導

避難誘導については、次のとおり行う。

(1) 避難場所

避難場所は下表のとおりとする。また、悪天候等の中の避難は危険もともなうことから、施設における想定浸水深が浅く、建物が堅牢で家屋倒壊のおそれがない場合、屋内安全確保を図るものとする。その場合は、備蓄物資を用意する。

(2) 避難経路

避難場所までの避難経路については、「別紙 1 避難経路図」のとおりとする。

(3) 避難誘導

避難場所までの移動距離及び移動手段は、以下のとおりとする。

	名 称	移動距離	移動手段
避難場所	校舎 2 階～ 4 階	(0) m	徒歩
屋内安全確保	校舎 2 階～ 4 階		

7 避難の確保を図るための施設の整備

情報収集・伝達及び避難誘導の際に使用する資器材等については、下表「避難確保資器材等一覧」に示すとおりである。

これらの資器材等については、日頃からその維持管理に努めるものとする。

避難確保資器材一覧

備 蓄 品	
情報収集 ・伝達	<input type="checkbox"/> テレビ <input type="checkbox"/> ラジオ <input type="checkbox"/> タブレット <input type="checkbox"/> ファックス <input type="checkbox"/> 携帯電話 <input type="checkbox"/> 懐中電灯 <input type="checkbox"/> 電池 <input type="checkbox"/> 携帯電話用バッテリー
避難誘導	<input type="checkbox"/> 出席簿 <input type="checkbox"/> 案内旗 <input type="checkbox"/> タブレット <input type="checkbox"/> 携帯電話 <input type="checkbox"/> 懐中電灯 <input type="checkbox"/> 携帯用拡声器 <input type="checkbox"/> 電池式照明器具 <input type="checkbox"/> 電池
その他	<input type="checkbox"/> ウェットティッシュ <input type="checkbox"/> ゴミ袋 <input type="checkbox"/> タオル <input type="checkbox"/> ()

浸水を防ぐための対策
<input type="checkbox"/> 土嚢 <input type="checkbox"/> 止水板 <input type="checkbox"/> その他 ()

8 防災教育及び訓練の実施

- ・ 毎年4月に全職員を対象に研修を実施する。
- ・ 毎年9月と11月に生徒・教職員を対象として、情報収集・伝達及び避難誘導に関する講話と訓練を実施する。
- ・ その他、年間の教育及び訓練計画を毎年4月に作成する。

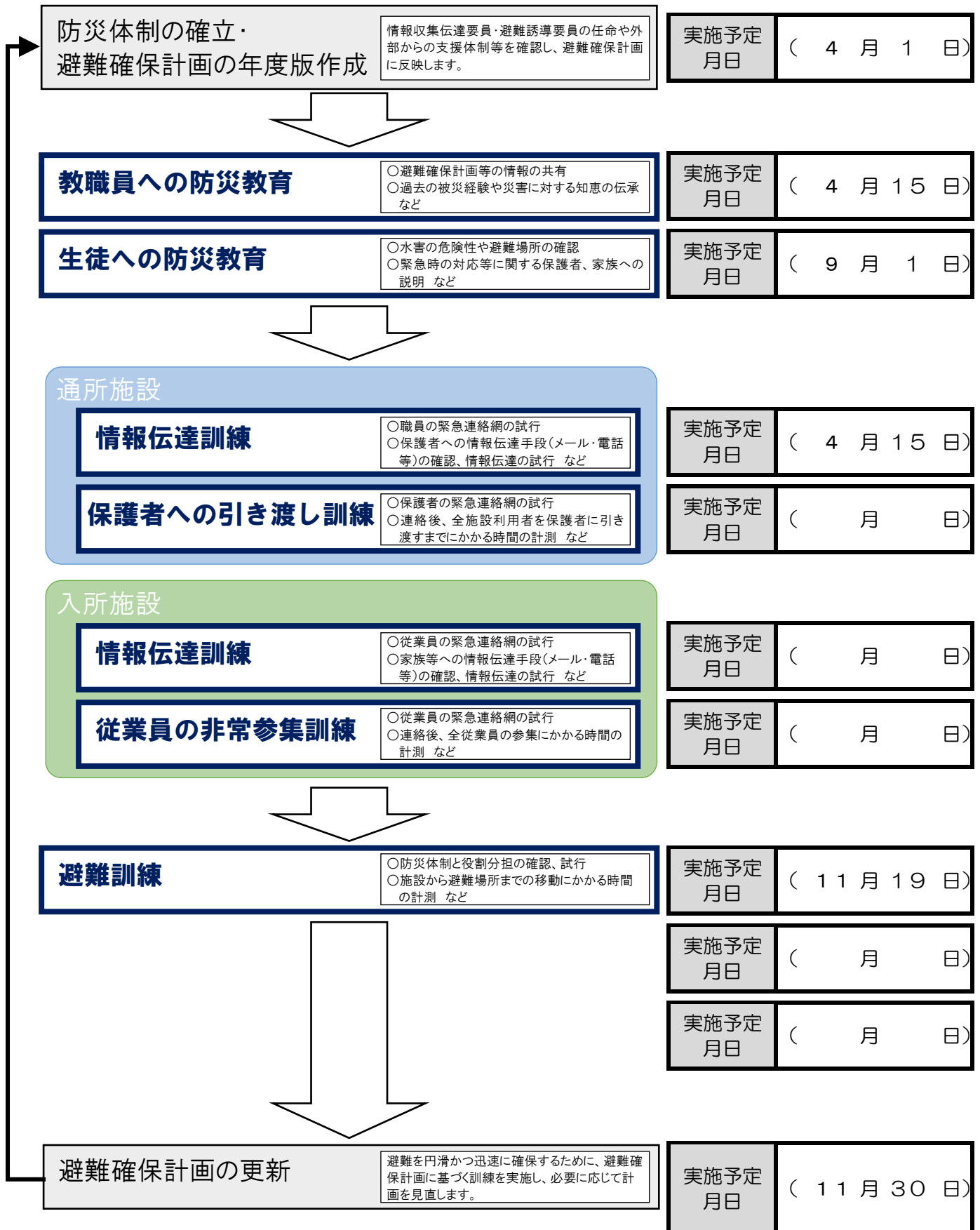
9 自衛水防組織の業務に関する事項

※自衛水防組織を設置する場合には、様式 7 を参考に加筆・修正してください。

また、あわせて別添、別表 1・2 を作成してください。

- (1) 別添「自衛水防組織活動要領（案）」に基づき自衛水防組織を設置する。
- (2) 自衛水防組織においては、以下のとおり訓練を実施するものとする。
 - ① 毎年 4 月に新たに自衛水防組織の構成員となった教職員を対象として研修を実施する。
 - ② 毎年 5 月に行う全従業員を対象とした訓練に先立って、自衛水防組織の全構成員を対象として情報収集・伝達及び避難誘導に関する訓練を実施する。
- (3) 自衛水防組織の報告
自衛水防組織を組織または変更をしたときは、水防法第 15 条の 3 第 2 項に基づき、遅滞なく、当該計画を市町村長へ報告する。

10 防災教育及び訓練の年間計画作成例



12 緊急連絡網

様式 9

- 市の「ミッタメール」を利用し、連絡を取る。
- 「ミッタメール」を利用していない保護者を担任が把握し、個別に電話連絡を取る。

13 外部機関等への緊急連絡先一覧表

様式 10

連絡先	担当部署	担当者氏名	電話番号	連絡可能時間	備考
市町村（防災担当）	危機管理課		23-3940		
市町村（福祉担当）	社会福祉課		23-3930		
消防署	三観広域消防本部		24-0119		
警察署	観音寺警察署		25-0110		
避難誘導等の支援者					
医療機関	三豊総合病院		52-3366		

管理権限者 (観音寺市) (代行者 三好健浩)

	担当者	役割
情報収集 伝達要員	班長 (高橋 利彰)	<input type="checkbox"/> 自衛水防活動の指揮統制、状況の把握、 情報内容の記録 <input type="checkbox"/> 館内放送等による避難の呼び掛け <input type="checkbox"/> 洪水予報等の情報の収集 <input type="checkbox"/> 関係者及び関係機関との連絡
	班員 (5) 名 ・ 大西 茂 ・ 小山 会理 ・ 小山 厚子 ・ 磯野 鈴子 ・ 中野真由美	
避難誘導 要員	班長 (田片 裕之)	<input type="checkbox"/> 避難誘導の実施 <input type="checkbox"/> 未避難者、要救助者の確認
	班員 (5) 名 ・ 小片 一也 ・ 大木裕美子 ・ 高田 英治 ・ 真鍋 光健 ・ 大平 晃生	

別添 「自衛水防組織活動要領」

自衛水防組織を設置する
場合のみ作成

(自衛水防組織の編成)

第1条 管理権限者は、洪水時等において避難確保計画に基づく円滑かつ迅速な避難を確保するため、自衛水防組織を編成するものとする。

2 自衛水防組織には、統括管理者を置く。

(1) 統括管理者は、管理権限者の命を受け、自衛水防組織の機能が有効に発揮できるよう組織を統括する。

(2) 統括管理者は、洪水時等における避難行動について、その指揮、命令、監督等一切の権限を有する。

3 管理権限者は、統括管理者の代行者を定め、当該代行者に対し、統括管理者の任務を代行するために必要な指揮、命令、監督等の権限を付与する。

4 自衛水防組織に、班を置く。

(1) 班は、総括・情報班及び避難誘導班とし、各班に班長を置く。

(2) 各班の任務は、別表1に掲げる任務とする。

(3) 防災センター（最低限、通信設備を有するものとする）を自衛水防組織の活動拠点とし、防災センター勤務員及び各班の班長を自衛水防組織の中核として配置する。

(自衛水防組織の運用)

第4条 管理権限者は、従業員の勤務体制（シフト）も考慮した組織編成に努め、必要な人員の確保及び従業員等に割り当てた任務の周知徹底を図るものとする。

2 特に、休日・夜間も施設内に利用者が滞在する施設にあって、休日・夜間に在館する従業員等のみによっては十分な体制を確保することが難しい場合は、管理権限者は、近隣在住の従業員等の非常参集も考慮して組織編成に努めるものとする。

3 管理権限者は、災害等の応急活動のため緊急連絡網や従業員等の非常参集計画を定めるものとする。

(自衛水防組織の装備)

第5条 管理権限者は、自衛水防組織に必要な装備品を整備するとともに、適正な維持管理に努めなければならない。

(1) 自衛水防組織の装備品は、別表2「自衛水防組織装備品リスト」のとおりとする。

(2) 自衛水防組織の装備品については、統括管理者が防災センターに保管し、必要な点検を行うとともに点検結果を記録保管し、常時使用できる状態で維持管理する。

(自衛水防組織の活動)

第6条 自衛水防組織の各班は、避難確保計画に基づき情報収集及び避難誘導等の活動を行うものとする。

別表1 「自衛水防組織の編成と任務」

自衛水防組織を設置する場合のみ作成

管理権限者 (観音寺市) (代行者 三好健浩)

	役職及び氏名	任 務
総括・ 情報班	班長 (高橋 利彰) 班員 (5) 名	<input type="checkbox"/> 自衛水防活動の指揮統制、状況の把握、 情報内容の記録 <input type="checkbox"/> 館内放送等による避難の呼び掛け <input type="checkbox"/> 洪水予報等の情報の収集 <input type="checkbox"/> 関係者及び関係機関との連絡
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 大西 茂 ・ 小山 会理 ・ 小山 厚子 ・ 磯野 鈴子 ・ 中野真由美 	
避難 誘導班	班長 (田片 裕之) 班員 (5) 名	<input type="checkbox"/> 避難誘導の実施 <input type="checkbox"/> 未避難者、要救助者の確認
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 小片 一也 ・ 大木裕美子 ・ 高田 英治 ・ 真鍋 光健 ・ 大平 晃生 	

別表2 「自衛水防組織装備品リスト」

任 務	装 備 品
総括・情報班	名簿（従業員、利用者等） 情報収集及び伝達機器（ラジオ、タブレット、トランシーバー、 携帯電話等） 照明器具（懐中電灯、投光機等）
避難誘導班	名簿（従業員、利用者等） 誘導の標識（案内旗等） 情報収集及び伝達機器 （タブレット、トランシーバー、携帯電話等） 懐中電灯 携帯用拡声器 誘導用ライフジャケット 蛍光塗料